

神奈川県薬物濫用防止条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の概要

1 制定する規則の名称

神奈川県薬物濫用防止条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

2 制定の理由

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 84 号、以下「改正法」という。）による麻薬及び向精神薬取締法（昭和 28 年法律第 14 号）の一部改正に伴い、令和 6 年 3 月 29 日に神奈川県薬物濫用防止条例の一部を改正する条例（令和 6 年神奈川県条例第 38 号）を公布したところであるが、根拠となる改正法の施行日が未定だったことから、同条例の施行日は、「公布の日から起算して 9 月を超えない範囲内において規則で定める日」としていた。

今般、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（令和 6 年政令第 281 号）が公布されたことから、本規則を制定するもの。

3 制定の内容

神奈川県薬物濫用防止条例の一部を改正する条例の施行日を令和 6 年 12 月 12 日とする。